

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 38 年 8 月まで

私は、昭和 35 年頃、A 市役所の職員に勧められて夫と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は、A 市 B 地区の自治会長が毎月集金に来ており、夫は当時、会社に勤務していたので、当初は私の保険料だけ納付していたが、夫が 37 年 6 月に会社を退職したため、その後は、夫婦二人分の保険料を納付したと記憶している。

夫が会社に就職や退職をした際に、その都度、国民年金の手続を行った記憶は無いが、申立期間については、夫が会社を退職し、自営業をしていることは、当然、自治会長も承知しておられたので、夫婦二人分の保険料を納付しており、私の保険料が納付済みとなっている一方、夫の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を集金したとする自治会長からは供述が得られない上、A 市も「国民年金の納付組織は存在していたと思われるが、当時の資料が無く、詳細は不明である。」と回答していることから、申立期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

また、申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の妻は、「夫が昭和 37 年 6 月に会社を退職した時に、国民年金の手続を行った記憶は無いが、申立期間については、夫が会社を退職し、自営業をしていることは、当然、自治会長も承知しておられたので、夫婦二人分の保険料を納付した。」と主張しているものの、当該保険料の納付状況については具体的に記憶していな

いほか、A市が保管している国民年金被保険者名簿及び国民年金電算記録、並びに国民年金被保険者台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間については未納と記録されている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。